

臨時開催決定！！

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関する災害が発生しています。

また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数個所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

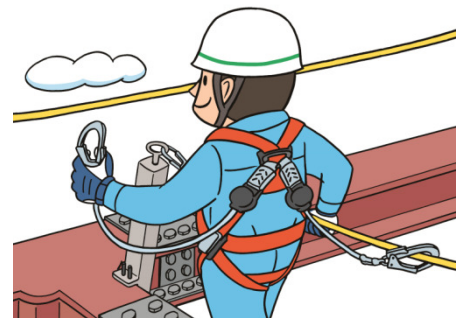
厚生労働省では、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化することとなりました。政令は、2019年（平成31年）2月1日から施行となります。

2019年2月1日以降、作業床の無い高所で作業する方は、フルハーネス特別教育を修了している必要があります。

ぜひお早めにご受講くださいます様、ご案内申し上げます。

開催日

- 【第1回】 1月29日（火）
- 【第2回】 2月 7日（木）
- 【第3回】 2月17日（日）
- 【第4回】 2月26日（火）
- 【第5回】 3月 8日（金）
- 【第6回】 3月31日（日）



- 受講料／12,000円(テキスト代、消費税込) ●受講対象／満18歳以上
- 定員／16名 ●電話でのみ、予約受付いたします。(TEL 0794-67-2211)
- 予約後に、申込書の提出と受講料のお振込をお願いします。

Step to Professional
プロのライセンスを、あなたも。

今すぐアクセス・・・▶

キャタピラー教習所

検索

安全は企業の宝、資格は一生の財産。ライセンスで「差」をつけよう!!



●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社 | 兵庫教習センター ☎ 0794-67-2211